

感染症対応に必要な医療資材の調達に関する協定書

広島県知事を甲とし、中国醸造株式会社を乙として、甲と乙は、感染症対応に必要な医療資材（以下「資材」という。）の調達について次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、感染症発生時における資材の調達などに関する甲に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、資材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する資材の供給を要請することができる。

県内に感染症が発生し、資材の不足により感染症医療体制の維持に支障をきたすおそれがあるとき。

（調達資材の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する資材は、次の各号に掲げるものとする。

（1）次表に掲げる資材

品名	供給可能（要請）数量	主要保有場所
高濃度エタノール製品	都度協議	広島県廿日市市桜尾一丁目12番1号

（2）その他甲が指定する資材

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第5条の協力を行うものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、可能な限り協力する。

（価格）

第6条 資材の取引価格は、要請時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（搬送及び引渡し）

第7条 乙は、資材の搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 資材の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、資材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、資材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は、文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（代金の支払）

第8条 乙は、前条第2項の引渡後に資材の代金（引渡場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求に基づき、速やかに資材の代金を支払うものとする。

2 前条第2項の引渡前に生じた資材の亡失、毀損等は乙の負担とする。

（担当者名簿の作成）

第9条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（協議）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（廃止届等）

第11条 乙は、第2条に規定する資材の取扱いを廃止又は休止した場合は、甲に届け出るものとする。

2 乙は、前項の規定により休止届を報告後、資材の取扱いを再開した場合は、遅滞なく甲に届け出るものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール供給が逼迫した状況下での特例的対応として、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることができると国が認めた場合に適用するものとする。

2 乙が、前条第1項に規定する廃止届を提出した場合は、この協定は、その廃止に係る資材についての効力を失う。

3 乙が、前条第1項に規定する休止届を提出した場合は、この協定はその休止に係る資材についての効力を失う。ただし、同条第2項に規定する再開届が提出され、甲に到達した時点で、この協定は効力を生じる。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和2年9月7日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯崎 英彦

乙 広島県廿日市市桜尾一丁目12番1号

中国醸造株式会社

代表取締役社長 白井 浩一郎